

# 板橋区ごみ処理券に関する廃棄物処理手数料還付要綱

(平成12年3月31日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成11年板橋区条例第49号。以下「条例」という。）第51条第5項ただし書及び東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成12年板橋区規則第38号。以下「規則」という。）第38条に基づき、有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券（以下これらを「ごみ処理券」という。）の交付を受けた廃棄物処理手数料の還付を行う場合の事務手続について、必要な事項を定める。

(還付の手続)

第2条 清掃事務所長の所管する廃棄物処理手数料徴収事務委託者の店舗又は事務所（以下「取扱所」という。）及び清掃事務所で交付したごみ処理券に係る廃棄物処理手数料の還付については、原則として清掃事務所長が還付の手続を行う。

2 清掃事業を担当する課長（以下「課長」という。）の所管する取扱所並びに板橋区役所本庁及び区民事務所で交付されたごみ処理券に係る廃棄物処理手数料の還付については、原則として課長が還付の手続を行う。

(還付の請求)

第3条 還付の請求は、廃棄物処理手数料還付請求書（規則第11号様式）に次の書類を添付することにより行う。

(1) 粗大ごみ処理手数料領収書（規則第7号様式又は第7号の2様式）又は事業系一般廃棄物処理手数料領収書（規則第8号様式）

(2) ごみ処理券

(3) 東京都板橋区会計事務規則（昭和39年板橋区規則第3号。以下「会計事務規則」という。）第80条に基づく支払金口座振替依頼書（口座振替の方法による還付を希望しない者を除く。）

2 前項第1号に定める領収書を添付できない特別の理由があると認められる場合は、第5条に規定する書類をもって替えることができる。

(還付の事由)

第4条 規則第38条第1項第4号に規定する「その他区長が特別の理由があると認めるとき」とは、次のとおりとする。

(1) 有料粗大ごみ処理券の交付を受けた者が板橋区から転出した場合

(2) 有料ごみ処理券の交付を受けた事業者がその廃棄物の収集を板橋区の許可を得ている一般廃棄物処理業者に委ねた場合

(3) 使用目的と異なる種類のごみ処理券の交付を受けた場合

(4) 条例が改正されることにより手数料が改定され、改正前の規定に基づくごみ処理券が使用できなくなった場合

(5) 板橋区民でない者又は廃棄物の排出事業所が板橋区でない事業者が、誤って板橋区

のごみ処理券の交付を受けた場合

(6) 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項で定める機械器具、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 12 項に定める指定再資源化商品その他粗大ごみとしては排出できない物品を廃棄するため、誤ってごみ処理券の交付を受けた場合

(7) その他、資源環境部長が特別の理由があると認める場合

(納付の事実の確認等)

第 5 条 規則第 3 8 条第 3 項に規定するその他の書類とは、次のいずれかとする。

(1) ごみ処理券の交付を行った取扱所の証明書（別記第 1 号様式）

(2) 清掃事務所長により、取扱所がごみ処理券を交付したことを確認した確認書（別記第 2 号様式）

(3) 課長により、取扱所がごみ処理券を交付したことを確認した確認書（別記第 3 号様式）

2 前項の規定にかかわらず、清掃事務所長又は課長は、やむを得ない事情により前項各号に掲げる書類を徴することができないと認めるときは、申立書（別記第 4 号様式）を用いることができる。この場合において、清掃事務所長又は課長は、官公署の発行した身分証明書等により還付を受けようとする者が本人であることを確認するものとする。

(還付の単位)

第 6 条 有料ごみ処理券の還付申請が枚数単位でなされた場合は、1 枚あたりの廃棄物処理手数料に枚数を乗じた額を還付することができる。

(還付の方法)

第 7 条 還付の方法は、原則として会計事務規則第 7 9 条に基づく口座振替の方法で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、還付の申請者から申し出があった場合は、会計事務規則第 8 2 条に基づく資金前途の方法で支出することができる。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めのない事項については、別に資源環境部長が定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 0 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

## ごみ処理券交付証明書

店（住所 年 月 日、 取扱所コード ）が、  
に下記のとおり、ごみ処理券を  
交付したことを証明します。

### 記

1 ごみ処理券の種類 有料粗大ごみ処理券 ・ 有料ごみ処理券

2 交付数

(1) 有料粗大ごみ処理券

種 類	枚 数
A 券 (200 円)	
B 券 (300 円)	

(2) 有料ごみ処理券

種 類	セット数
1 0 0	
2 0 0	
4 5 0	
7 0 0	

年 月 日

取扱所名

代表者氏名

## ごみ処理券交付確認書

店（住所 年 月 日、 取扱所コード ）が、  
に下記のとおり、ごみ処理券を  
交付したことを確認しました。

### 記

1 ごみ処理券の種類 有料粗大ごみ処理券 ・ 有料ごみ処理券

2 交付数

(1) 有料粗大ごみ処理券

種 類	枚 数
A 券 (200 円)	
B 券 (300 円)	

(2) 有料ごみ処理券

種 類	セット数
1 0 0	
2 0 0	
4 5 0	
7 0 0	

年 月 日

清掃事務所長

## ごみ処理券交付確認書

店（住所 取扱所コード ）が、  
年 月 日、 に下記のとおり、ごみ処理券を  
交付したことを確認しました。

### 記

1 ごみ処理券の種類 有料粗大ごみ処理券 ・ 有料ごみ処理券

2 交付数

(1) 有料粗大ごみ処理券

種 類	枚 数
A 券 (200 円)	
B 券 (300 円)	

(2) 有料ごみ処理券

種 類	セット数
1 0 0	
2 0 0	
4 5 0	
7 0 0	

年 月 日

課長

第4号様式

板橋区長 様

申 立 書

私は、ごみ処理券の交付を下記のとおり受けたことを申し立てます。

記

1 ごみ処理券の種類 有料粗大ごみ処理券 ・ 有料ごみ処理券

2 交付数

(1) 有料粗大ごみ処理券

種 類	枚 数
A 券 (200 円)	
B 券 (300 円)	

(2) 有料ごみ処理券

種 類	セット数
1 0 0	
2 0 0	
4 5 0	
7 0 0	

年 月 日

申立人 \_\_\_\_\_

本人確認方法

免許証 (No. )

パスポート (No. )

住基カード (No. )

その他 ( )